

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第 37 号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成 19 年新潟市規則第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 を削る。

第 21 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 2 号イ中「社会福祉法人」の次に「、特定非営利活動法人」を加え、同号ウを削る。

第 22 条の見出し及び第 23 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 30 条第 4 号中「車検用軽自動車税（種別割）納税証明書」を「車検用軽自動車税納税証明書」に改める。

第 35 条第 3 項中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

第 41 条第 25 号中「第 146 条の 8 第 2 項及び第 3 項」を「第 146 条の 8」に改める。

別表第 6（4）の項中「第 15 号の項」を「第 15 号」に改め、同表（13）の項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、同表（16）の項中「第 11 号の項」を「第 11 号」に、「第 13 号の項」を「第 13 号」に、「第 14 号の項」を「第 14 号」に、「第 18 号の項」を「第 18 号」に改める。

別表第 7 中「車検用軽自動車税（種別割）納税証明書」を「車検用軽自動車税納税証明書」に改める。

別記様式第 6 号中「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市市税条例施行規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。